

資料 3

鑑定入院医療機関に対するアンケート 回答集計

1. 鑑定入院医療機関の規格

(1) 鑑定入院医療機関について

- | | | |
|-------------------------------------|--|--------|
| ① 施設の設置主体 | | |
| ア. 公立病院 | | 46 施設 |
| イ. 民間の措置入院指定病院 | | 89 施設 |
| ウ. 上記のいずれでもない | | 0 施設 |
| ② 臨床研修指定 | | |
| ア. 臨床研修指定病院である | | 108 施設 |
| イ. 臨床研修指定病院ではない | | 27 施設 |
| ③ 精神保健判定医またはその職務に就いていた医師の常勤数 | | |
| ア. 2名以上 | | 93 施設 |
| イ. 1名 | | 30 施設 |
| ウ. いない | | 12 施設 |
| ④ 精神保健参与員候補者名簿に記載されたことのある精神保健福祉士の常勤 | | |
| ア. いる | | 64 施設 |
| イ. いない | | 70 施設 |
| ウ. (無回答その他) | | 1 施設 |
| ⑤ 入院患者あたりの常勤換算医師数 | | |
| ア. 入院患者 16 名あたり医師 1 名以上 | | 29 施設 |
| イ. ア. 未満で、入院患者 48 名あたり医師 1 名以上 | | 103 施設 |
| ウ. 上記のいずれでもない | | 2 施設 |
| エ. (無回答その他) | | 1 施設 |
| ⑥ 行動制限最小化委員会の設置 | | |
| ア. あり | | 134 施設 |
| イ. なし | | 1 施設 |

(2) 鑑定入院対象者を受け入れる病棟（以下、「鑑定病棟」という。）について

- | | | |
|------------------------|--|-------|
| ① 鑑定病棟における入院患者あたりの看護配置 | | |
| ア. 10 対 1 以上 | | 47 施設 |
| イ. ア. 未満で、15 対 1 以上 | | 81 施設 |
| ウ. 上記のいずれでもない | | 5 施設 |
| エ. (無回答その他) | | 2 施設 |
| ② 鑑定病棟の保険診療上の区分 | | |
| ア. 精神科救急入院科 | | 23 施設 |
| イ. 精神科急性期治療病棟 | | 46 施設 |
| ウ. 精神科急性期治療病棟 | | 23 施設 |
| エ. 上記のいずれでもない | | 60 施設 |

オ.	(無回答その他)	3 施設
③	鑑定病棟の構造	
ア.	病棟の出入りが構造上制限されている	133 施設
イ.	夜間を除いて病棟の出入りが自由	1 施設
ウ.	(無回答その他)	1 施設
④	鑑定病棟に勤務する職員に対する医療観察法に関する研修受講の有無	
ア.	全職員が年一回以上何らかの研修を受けている	20 施設
イ.	主要な職員が年一回以上何らかの研修を受けている	64 施設
ウ.	上記のいずれでもない	45 施設
エ.	(無回答その他)	6 施設

2. 鑑定入院医療機関内における処遇

(1) 対象者に対する処遇について

①	対象者に対する処遇	
ア.	原則として精神保健福祉法に準拠	123 施設
イ.	精神保健福祉法に拘らない	8 施設
ウ.	(無回答その他)	4 施設
②	対象者に対する人権擁護についての意識	
ア.	常に人権擁護を意識している	121 施設
イ.	時に意識することもある	9 施設
ウ.	人権擁護については特に意識していない	1 施設
エ.	(無回答その他)	4 施設
③	対象者についての担当の職員の選任	
ア.	対象者ごとに担当者を選任している	71 施設
イ.	一部の職種については担当者を選任している	53 施設
ウ.	特に担当者は決めていない	7 施設
エ.	(無回答その他)	4 施設
④	鑑定医の勤務場所	
ア.	当院に勤務する医師が鑑定医となっている	100 施設
イ.	当院に勤務する医師は鑑定医にはならない	18 施設
ウ.	裁判所任せなので、わからない	13 施設
エ.	(無回答その他)	4 施設
⑤	(A) 上記⑤でア. と回答した施設における、主治医と鑑定医との関係	
ア.	原則として鑑定医と主治医は別の医師	39 施設
イ.	鑑定医が主治医を兼任するが、副主治医等を設ける	21 施設
ウ.	鑑定医が主治医を兼任し、副主治医等を設けない	38 施設
エ.	特に意識していない	2 施設
	(B) 上記⑤でイ. と回答した施設における、診療情報の鑑定医への提供	
ア.	鑑定医に対して適宜診療情報を提供している	17 施設
イ.	鑑定医に対して診療情報を提供することはない	1 施設
ウ.	(無回答その他)	3 施設

(2) 対象者への説明及び告知について

- ① 医療観察法制度及び医療観察法における鑑定入院の対象者への説明
- | | | |
|----|------------------------|-------|
| ア. | モデル文書を用いて説明を行っている | 52 施設 |
| イ. | 独自の様式による文書を用いて説明を行っている | 15 施設 |
| ウ. | 文書は用いず、口頭による説明を行っている | 62 施設 |
| エ. | 特に説明は行っていない | 1 施設 |
| オ. | (無回答その他) | 5 施設 |
- ② 対象者の行動制限を行う旨とその理由についての告知
- | | | |
|----|----------------------|--------|
| ア. | 文書による告知を行っている | 106 施設 |
| イ. | 文書は用いず、口頭による告知を行っている | 22 施設 |
| ウ. | 特に告知は行っていない | 2 施設 |
| エ. | (無回答その他) | 5 施設 |

(3) 対象者に対する医療の提供について

- ① 対象者に対して実施する医療内容とその必要性についての説明
- | | | |
|----|-------------------------|--------|
| ア. | 説明を行い、同意を得るように努めている | 108 施設 |
| イ. | 説明を行っているが、同意を得ることは意識しない | 21 施設 |
| ウ. | 対象者に説明せずに医療を提供することがある | 2 施設 |
| エ. | (無回答その他) | 4 施設 |
- ② 対象者に対する医療の方針についての主治医と鑑定医との協議
- | | | |
|----|-------------------|-------|
| ア. | あらかじめ協議を行うよう努めている | 62 施設 |
| イ. | 特に意識していない | 20 施設 |
| ウ. | 鑑定医が主治医を兼任している | 49 施設 |
| エ. | (無回答その他) | 4 施設 |
- ③ 鑑定医が決定されるまでの期間における、対象者への医療
- | | | |
|----|------------------------|-------|
| ア. | 医療を提供し、経過を後で鑑定医に情報提供する | 97 施設 |
| イ. | 医療を提供するが、情報提供は特に意識しない | 8 施設 |
| ウ. | 鑑定医が決定されるまでは医療を行わない | 10 施設 |
| エ. | (無回答その他) | 20 施設 |
- ④ 対象者に対する医療提供の程度
- | | | |
|----|------------------------|--------|
| ア. | 精神医学的に適切な医療を必要十分に行っている | 113 施設 |
| イ. | 必要最小限の医療を提供している | 18 施設 |
| ウ. | 原則として医療は行わない | 0 施設 |
| エ. | (無回答その他) | 4 施設 |
- ⑤ 鑑定と直接関係のない医療行為を対象者が希望した場合
- | | | |
|----|-------------------------|--------|
| ア. | 対象者の希望に応じ、可能な範囲で医療を提供する | 116 施設 |
| イ. | 鑑定と関係のない医療行為は行わない | 15 施設 |
| ウ. | (無回答その他) | 4 施設 |
- ⑥ 対象者の希望した医療が鑑定を阻害するおそれがある場合
- | | | |
|----|-------------------------|-------|
| ア. | 対象者の希望に応じ、可能な範囲で医療を提供する | 26 施設 |
| イ. | 鑑定を阻害するおそれのある医療行為は行わない | 46 施設 |
| ウ. | 鑑定を阻害する医療の内容が想定できない | 59 施設 |

エ.	(無回答その他)	4 施設
⑦	治療行為について対象者の同意が得られない場合、どうしますか?	
ア.	鑑定や治療に必要な医療は同意がなくても提供する	93 施設
イ.	対象者の同意がなければ医療は提供しない	28 施設
ウ.	特に意識していない	7 施設
エ.	(無回答その他)	7 施設
⑧	緊急に非同意医療を行った際の事後報告	
ア.	診療録に記載の上、後日鑑定医に情報提供を行う	75 施設
イ.	鑑定医への情報提供は特に行っていない	6 施設
ウ.	鑑定医が主治医を兼任している	46 施設
エ.	対象者の同意がなければ医療は提供しない	3 施設
オ.	(無回答その他)	5 施設
⑨	電気けいれん療法	
ア.	原則行わないが、生命維持に必要な場合には行う	62 施設
イ.	通常の入院診療と同様に電気けいれん療法を行う	11 施設
ウ.	対象者には電気けいれん療法は一切行わない	16 施設
エ.	通常の入院診療においても行っていない	41 施設
オ.	(無回答その他)	5 施設
⑩	対象者に持続性抗精神病薬注射(デボ剤)による治療	
ア.	原則行わないが、必要に応じ鑑定医と協議し行う	71 施設
イ.	通常の診療と同様に持続性抗精神病薬注射を行う	24 施設
ウ.	対象者には持続性抗精神病薬注射は一切行わない	31 施設
エ.	通常の入院診療においても行っていない	4 施設
オ.	(無回答その他)	5 施設
⑪	対象者に対する心理社会的な治療	
ア.	可能な範囲で必要十分に提供している	101 施設
イ.	対象者に対して心理社会的治療は提供しない	29 施設
ウ.	(無回答その他)	5 施設
⑫	対象者を他の医療機関へ受診させる必要が生じた場合	
ア.	必要に応じ移送し、裁判所に報告する	122 施設
イ.	必要に応じ移送するが、裁判所には報告しない	0 施設
ウ.	対象者を鑑定入院医療機関外に移送することはない	8 施設
エ.	(無回答その他)	5 施設
⑬	対象者の鑑定が終了した後、鑑定入院が終了するまでの期間	
ア.	対象者に必要十分な医療を提供している	128 施設
イ.	鑑定の終了後は対象者に医療を提供しない	1 施設
ウ.	(無回答その他)	6 施設
(4)	対象者に対する行動の制限について	
①	対象者に対する行動制限についての考え方	
ア.	通常の診療と同様、必要最小限にとどめる	79 施設
イ.	通常の診療よりも強固な行動制限を行っている	52 施設

ウ.	(無回答その他)	4 施設
②	対象者に隔離や身体的拘束を行う必要性についての判断者	
ア.	精神保健指定医が診察の上で判断している	130 施設
イ.	資格にこだわらず医師が診察の上で判断している	1 施設
ウ.	医師の診察なく行動制限を行っている	0 施設
エ.	(無回答その他)	4 施設
③	対象者の通信・面会の制限	
ア.	原則制限はしないが、必要な場合には制限する	123 施設
イ.	通院・面会は原則として禁止している	7 施設
ウ.	(無回答その他)	5 施設
④	対象者の信書の発受の制限	
ア.	原則として制限していない	126 施設
イ.	原則として禁止している	5 施設
ウ.	(無回答その他)	4 施設
⑤	対象者宛の荷物・封筒等に異物が同封されていそうな場合	
ア.	対象者に開封させ異物を預かり診療録に記載する	122 施設
イ.	職員が開封し、内容を調べた後で対象者に渡す	8 施設
ウ.	対象者には渡さず、開封せずに返送する	1 施設
エ.	(無回答その他)	4 施設
⑥	鑑定入院当初の対象者に対する隔離	
ア.	精神保健指定医が判断した場合に限り行う	78 施設
イ.	鑑定入院当初は必ず隔離を行う	53 施設
ウ.	対象者の隔離は行わない	0 施設
エ.	(無回答その他)	4 施設
⑦	隔離中の対象者の精神状態が比較的安定している場合	
ア.	適宜開放を行う	112 施設
イ.	鑑定入院期間中、原則として隔離を行う	19 施設
ウ.	(無回答その他)	4 施設
⑧	鑑定入院当初の対象者に対する身体的拘束	
ア.	精神保健指定医が判断した場合に限り行う	126 施設
イ.	鑑定入院当初は必ず身体的拘束を行う	0 施設
ウ.	対象者の身体的拘束は行わない	5 施設
エ.	(無回答その他)	4 施設
⑨	身体的拘束中の対象者の精神状態が比較的安定している場合	
ア.	適宜開放を行う	126 施設
イ.	鑑定入院期間中、原則として身体的拘束を行う	1 施設
ウ.	(無回答その他)	8 施設
⑩	行動制限最小化委員会での検討対象	
ア.	対象者についても検討対象としている	103 施設
イ.	対象者については検討対象から除外している	26 施設
ウ.	行動制限最小化委員会が設置されていない	1 施設
エ.	(無回答その他)	5 施設

⑪ 対象者が無断で貴院から退去した場合		
ア.	裁判所、警察署に報告し、対象者の捜索を行う	127 施設
イ.	裁判所、警察署に報告するが、捜索は行わない	2 施設
ウ.	特に対応は行わない	0 施設
エ.	(無回答その他)	6 施設
(5) 対象者に対する社会的支援について		
① 付添人から情報提供を求められた場合		
ア.	求めに応じて付添人に情報提供を行う	121 施設
イ.	付添人に対する情報提供は行わない	9 施設
ウ.	(無回答その他)	5 施設
② 対象者の生活保護の受給等に関する援助		
ア.	対象者に対する社会的援助を行う	102 施設
イ.	対象者に対する社会的援助は行わない	27 施設
ウ.	(無回答その他)	6 施設
③ 対象者を外出させる必要が生じた場合		
ア.	裁判所に相談の上、慎重に外出させる	113 施設
イ.	裁判所に相談はせず、職員の判断で外出させる	4 施設
ウ.	対象者を外出させることはない	13 施設
エ.	(無回答その他)	5 施設
④ 対象者が鑑定入院命令の取り消しを申し立てた場合		
ア.	裁判所と社会復帰調整官に報告する	127 施設
イ.	特に対応は行わない	2 施設
ウ.	(無回答その他)	6 施設
⑤ 処遇改善等に関する申し入れがあった場合		
ア.	対象者等の意見を尊重し、慎重な検討を行う	128 施設
イ.	特に対応は行わない	2 施設
ウ.	(無回答その他)	5 施設

医療観察法の鑑定業務を担当されたご経験から、以下の設問にお答え下さい。

I. 鑑定業務について

1. 先生が鑑定した対象者の入院先はどこでしたか？

- 自分の所属施設
- 自分の所属施設以外
- 両方が混在

2. 鑑定医の所属と対象者の入院先について、次のどの意見に賛同されますか？

- 原則として鑑定医の所属施設に入院中の対象者を鑑定すべきである
- 原則として鑑定医の所属施設以外に入院中の対象者を鑑定すべきである
- 両方が混在してよい
- その他 ()

3. 鑑定医と主治医との関係は、次のうちのどれでしたか？

- 鑑定医が主治医も担当した
- 鑑定医が副主治医を担当した
- 鑑定医は入院中の治療に関与しなかった
- ケースによって異なっていた
- その他 ()

4. 鑑定医と主治医との関係は、次のどの意見に賛同されますか？

- 鑑定医が主治医も担当するのがよい
- 鑑定医が副主治医を担当するのがよい
- 鑑定医は入院中の治療に関与しないほうがよい
- ケースによって異なるパターンを選ぶのがよい
- どちらともいえない
- その他 ()

5. 鑑定助手（医師）を置きましたか？

- 置いた
- 置かなかった
- 両方が混在

6. 鑑定助手（医師）を置くべきと思われますか？

- 置くべきである
- 置く必要はない
- ケースによって異なる
- どちらともいえない
- その他 ()

7. 鑑定書作成までの対象者への平均の面接頻度はどれくらいですか？

- 週に4回以上
- 週に2～3回程度
- 週に1回程度
- 週に1回未満
- ケースによって異なる

8. 対象者への面接頻度は十分であったと思われますか？

- 十分であった
- 不十分であった
- ケースによって異なった
- その他 ()

9. 対象者の精神症状（緘黙、拒絶、敵意など）のために、鑑定業務に難渋されたことがありますか？

- あった
- 特になかった
- その他 ()

10. 対象者の薬物療法について、次のどの意見に賛同されますか？

- 通常の診療と同様、必要にして十分な薬物療法を実施すべきである
- 鑑定業務の性質上、必要最低限の薬物療法に限定すべきである
- ケースによって異なる
- どちらともいえない
- その他 ()

11. 社会復帰調整官による情報収集は役立ちましたか？

- 十分に役立った
- 不十分であった
- ケースによって異なる
- どちらともいえない
- その他 ()

12. その他、鑑定作業に支障を来した事象はありましたか？

- 特になかった
- あった ()

II. 鑑定書について

1. 判定医研修会で配付された鑑定書作成のガイドラインに準拠した鑑定書を作成されましたか？

- 概ね準拠した
- あまり参照しなかった
- その他 ()

2. 上記のガイドラインについて、次のどの意見に賛同されますか？
- 使いやすい
 - 使いやすいとはいえない
 - どちらともいえない
 - その他 ()
3. 上記のガイドラインが求める鑑定項目と記述量について、次のどの意見に賛同されますか？
- 適切で妥当と思う
 - 起訴前鑑定などで既述の履歴的事項などは、もっと簡略化してもよい
 - 鑑定項目、記述量ともに、もっと精密に詳細化すべきである
 - どちらともいえない
 - その他 ()
4. 「17の共通評価項目」について、次のどの意見に賛同されますか？
- 適切で妥当と思う
 - もっと簡略にすべきである
 - 妥当性と信頼度に疑問を感じる
 - どちらともいえない
 - その他 ()
5. 成年後見制度の鑑定書のように、37条鑑定書も、枠組みを指定した鑑定書式のほうが作成しやすいと思われますか？
- そう思う
 - どちらかというと思う
 - 必ずしもそうは思わない (現状のスタイルでよい)
 - どちらともいえない
 - その他 ()
6. 検察官など司法による刑事責任能力の評価に疑問のあったケースはありましたか？
- あった
 - 特になかった
 - その他 ()
7. 起訴前簡易鑑定など、事前に行われた精神鑑定書に情動的価値はありましたか？
- 価値があった
 - 不十分なものもあった
 - どちらともいえない
 - その他 ()
8. 事実認定や責任能力評価において、事前の精神鑑定書との間に重大な齟齬を感じたケースはありましたか？
- あった
 - 特になかった
 - その他 ()

9. 治療反応性の評価に迷ったケースはありましたか？
 あった
 特になかった
 その他 ()
10. 社会復帰要因の評価に迷ったケースはありましたか？
 あった
 特になかった
 その他 ()
11. 医療観察法による処遇の対象とすべきかどうか、評価に迷ったケースはありましたか？
 あった
 特になかった
 その他 ()
12. 入院処遇とすべきかどうか、評価に迷ったケースはありましたか？
 あった
 特になかった
 その他 ()
13. 裁判所との間で鑑定料の取り決めはありますか？
 一律の金額がある (金額 _____ 円)
 ケースによって異なる
 特に取り決めはない
 その他 ()
14. 鑑定書の作成は負担でしたか？
 大いに負担であった
 やや負担に感じた
 それほどの負担は感じなかった
 どちらともいえない
 その他 ()
15. 今後も 37 条鑑定を引き受ける意思はありますか？
 ある
 あまりない
 できれば引き受けたくない
 その他 ()

Ⅲ. 審判過程について

1. 審判前の関係者による打ち合わせの場に参加されましたか？
 - 参加した
 - 参加しなかった
 - 事前打ち合わせの場がない
 - その他 ()

2. 事前の打ち合わせの場は必要と思われますか？
 - 必要である
 - それほど必要とは思わない
 - ケースによって異なる
 - どちらともいえない
 - その他 ()

3. 社会復帰調整官の調整によって審判結果が変化したケースがありましたか？
 - あった
 - 特になかった
 - わからない

4. 審判の過程で検察官もしくは付添人から鑑定書に異議が申し立てられ、追加説明書等を要請されたことはありますか？
 - あった
 - 特になかった
 - その他 ()

5. 審判期日には出廷を求められましたか？
 - 出廷が原則になっている
 - ケースによって異なる
 - その他 ()

6. 審判廷はどこで開かれましたか？
 - 原則として裁判所で開かれる
 - 原則として鑑定入院先で開かれる
 - 両方のケースが混在する
 - その他 ()

7. 審判期日の審理で検察官、付添人、裁判官、審判員等から批判的な質問や意見を述べられて、心理的に大きな負担を感じたことはありましたか？
 - あった
 - 特になかった
 - その他 ()

8. 何らかの形で、裁判所から審判結果の通知はありましたか？

- あった
 特になかった
 その他 ()

9. 鑑定結果と異なる審判が下されたことはありましたか？

- あった
 特になかった
 その他 ()

IV. 先生のご所属等

最後に、よろしければ、先生のご所属、経験年数などをお知らせ下さい。

1. 現在の所属機関

- 国立ないし独立行政法人立の医療機関
 国立ないし独立行政法人立の教育・研究機関
 都道府県・市町村・国保立の医療機関
 都道府県立の教育・研究・行政機関
 日本赤十字、厚生連、済生会、医師会立等の公的医療機関
 民間の医療機関
 その他 ()

2. これまでで最も長く在職された所属機関

- 国立ないし独立行政法人立の医療機関
 国立ないし独立行政法人立の教育・研究機関
 都道府県・市町村・国保立の医療機関
 都道府県立の教育・研究・行政機関
 日本赤十字、厚生連、済生会、医師会立等の公的医療機関
 民間の医療機関
 その他 ()

3. 精神科臨床経験年数：満_____年

4. 起訴前簡易鑑定を含む刑事司法鑑定の経験数：約_____件

5. 医療観察法の鑑定件数：_____件（うち当初審判分_____件）

6. 医療観察法の精神保健審判員の経験数：_____件

ご協力ありがとうございました！

資料 5a 医療観察法 37 条鑑定に関する調査票（指定入院医療機関）

医療観察法指定入院医療機関に勤務される医師の立場から、医療観察法 37 条に規定された鑑定（以下「37 条鑑定」と略記）に関するご意見をお聞かせ願います。

I. 鑑定書の書式等について

1. 貴病棟への入院時において、37 条鑑定書は入手できますか？

- 現在は入院前にあらかじめ入手できる
- 入院時に請求して初めて入手できる可能性がかなりある
- 入院時に請求して初めて入手できる可能性が多少はある
- 入院時に請求しても入手できるかどうか、どちらともいえない
- その他（)

2. 貴病棟への入院時において、他の精神鑑定書（簡易鑑定書など）は入手できますか？

- 現在は入院前にあらかじめ入手できる
- 入院時に請求して初めて入手できる可能性がかなりある
- 入院時に請求して初めて入手できる可能性が多少はある
- 入院時に請求しても入手できるかどうか、どちらともいえない
- その他（)

3. 37 条鑑定書は「医療観察法鑑定ガイドライン」に示された様式に準拠して作成されていますか？

- 全例がガイドラインに概ね準拠している
- ほぼ全例ガイドラインに準拠しているが、ガイドラインを無視した鑑定書も見受けられる
- どちらともいえない
- その他（)

4. ガイドラインに準拠した現在の 37 条鑑定書の様式には、改善の余地があるとお考えですか？

- 特にない
- ある（)

5. 成年後見制度の鑑定書のように、37 条鑑定書も、枠組みを指定した鑑定書式のほうが読みやすいと思われませんか？

- そう思う
- どちらかというと思う
- 必ずしもそうは思わない（現状のスタイルでよい）
- どちらともいえない
- その他（)

6. 37 条鑑定書の記載の分量には、ばらつきを感じられますか？

- ほぼ均一と感じる
- ややばらつきを感じる
- かなりばらつきを感じる
- どちらともいえない
- その他（)

II. 鑑定書の内容について

1. 対象者の主診断について、37条鑑定書の判断に疑問を感じられたケースがありますか？
 特にない
 ある（直ちに想起できる具体例

2. 疾病と対象行為との直接的関連について、37条鑑定書の判断に疑問を感じられたケースがありますか？
 特にない
 ある（具体例)

3. 37条鑑定を含む精神鑑定における対象行為時の刑事責任能力の評価に疑問を感じられたケースがありますか？
 特にない
 ある（具体例)

4. 対象者の治療反応性について、37条鑑定書の判断に疑問を感じられたことがありますか？
 特にない
 ある

5. 対象者の社会復帰要因について、37条鑑定書の判断に疑問を感じられたことがありますか？
 特にない
 ある

6. 17の共通評価項目について、37条鑑定書の判断に疑問を感じられたことがありますか？
 特にない
 ある

7. 37条鑑定書を作成した鑑定医の鑑定能力には、ばらつきを感じられますか？
 ほぼ均一と感じる
 ややばらつきを感じる
 かなりばらつきを感じる
 どちらともいえない
 その他()

8. 37条鑑定および審判における入院処遇の判定に疑問を感じられたケースがありますか？
 特にない
 ある

9. 審判における入院処遇の判定基準には、ばらつきを感じられますか？
 ほぼ均一と感じる
 ややばらつきを感じる
 かなりばらつきを感じる
 どちらともいえない
 その他()

Ⅲ. 鑑定を標準化するシステムについて

- 37 条鑑定を標準化する（高い鑑定水準を維持しつつ、ばらつきを少なくする）ために、指定入院医療機関からのフィードバックが必要と思われますか？
 - そう思う
 - どちらかというと思う
 - 必ずしもそうは思わない
 - どちらともいえない
 - その他（ _____ ）
- 指定入院医療機関から 37 条鑑定にフィードバックをかける機会として、精神保健判定医等養成研修は有効と思われますか？
 - そう思う
 - どちらかというと思う
 - 必ずしもそうは思わない
 - どちらともいえない
 - その他（ _____ ）
- 指定入院医療機関から 37 条鑑定にフィードバックをかける機会として、日本司法精神医学会などの学会活動は有効と思われますか？
 - そう思う
 - どちらかというと思う
 - 必ずしもそうは思わない
 - どちらともいえない
 - その他（ _____ ）
- 指定入院医療機関から 37 条鑑定にフィードバックをかける機会として、このような調査の定期的な施行は有効と思われますか？
 - そう思う
 - どちらかというと思う
 - 必ずしもそうは思わない
 - どちらともいえない
 - その他（ _____ ）
- 指定入院医療機関からのフィードバックを含め、37 条鑑定を標準化するためのアイデアがありましたら、お聞かせ下さい。

ご協力ありがとうございました！

医療観察法指定通院医療機関の立場から、医療観察法 37 条に規定された鑑定（以下「37 条鑑定」と略記）に関するご意見をお聞かせ願います。

I. 貴施設が担当する通院処遇ケースについて

1. 調査日現在、貴施設がこれまでに担当した通院処遇ケースは通算何例ですか？

_____ 例のうち、当初審判で通院処遇となったケース _____ 例

2. 通院処遇の全ケースのプロフィール、および通院処遇という審判の妥当性に関するご意見を別添の「通院処遇ケース調査票」にご記入願います。

II. 鑑定書の書式等について

以下は、当初審判で通院処遇となったケースの 37 条鑑定書に関する設問です。入院処遇後に通院処遇となったケースは含みません。該当ケースがなければ、以下の設問にお答え頂く必要はありません。ありがとうございました。

1. 当初審判で通院処遇となったケースが貴施設への通院を開始するまでの間に、37 条鑑定書は入手できますか？

- 原則として入手できる
 通院処遇決定後に請求して初めて入手できる可能性がかなりある
 通院処遇決定後に請求して初めて入手できる可能性が多少はある
 通院処遇決定後に請求しても入手できるかどうか、どちらともいえない
 その他（ _____ ）

2. 貴施設への通院開始までの間に、他の精神鑑定書（簡易鑑定書など）は入手できますか？

- 原則として入手できる
 通院処遇決定後に請求して初めて入手できる可能性がかなりある
 通院処遇決定後に請求して初めて入手できる可能性が多少はある
 通院処遇決定後に請求しても入手できるかどうか、どちらともいえない
 その他（ _____ ）

3. 37 条鑑定書は「医療観察法鑑定ガイドライン」に示された様式に準拠して作成されていますか？

- 全例がガイドラインに概ね準拠している
 ほぼ全例ガイドラインに準拠しているが、ガイドラインを無視した鑑定書も見受けられる
 どちらともいえない
 その他（ _____ ）

4. ガイドラインに準拠した現在の 37 条鑑定書の様式には、改善の余地があるとお考えですか？

- 特にない
 ある（ _____ ）

5. 成年後見制度の鑑定書のように、37条鑑定書も、枠組みを指定した鑑定書式のほうが読みやすいと思われませんか？

- そう思う
- どちらかというと思う
- 必ずしもそうは思わない（現状のスタイルでよい）
- どちらともいえない
- その他（ ）

6. 37条鑑定書の記載の分量には、ばらつきを感じられますか？

- ほぼ均一と感じる
- ややばらつきを感じる
- かなりばらつきを感じる
- どちらともいえない
- その他（ ）

II. 鑑定書の内容について

1. 対象者の主診断について、37条鑑定書の判断に疑問を感じられたケースがありますか？

- 特にない
- ある（直ちに想起できる具体例

2. 疾病と対象行為との直接的関連について、37条鑑定書の判断に疑問を感じられたケースがありますか？

- 特にない
- ある（具体例 ）

3. 37条鑑定を含む精神鑑定における対象行為時の刑事責任能力の評価に疑問を感じられたケースがありますか？

- 特にない
- ある（具体例 ）

4. 対象者の治療反応性について、37条鑑定書の判断に疑問を感じられたことがありますか？

- 特にない
- ある

5. 対象者の社会復帰要因について、37条鑑定書の判断に疑問を感じられたことがありますか？

- 特にない
- ある

6. 17の共通評価項目について、37条鑑定書の判断に疑問を感じられたことがありますか？

- 特にない
- ある

7. 37条鑑定書を作成した鑑定医の鑑定能力には、ばらつきを感じられますか？

- ほぼ均一と感じる
 ややばらつきを感じる
 かなりばらつきを感じる
 どちらともいえない
 その他()

8. 37条鑑定および審判における通院処遇の判定に疑問を感じられたケースがありますか？

- 特にない
 ある(別添の通院処遇ケース調査票にご記入願います)

9. 審判における通院処遇の判定基準には、ばらつきを感じられますか？

- ほぼ均一と感じる
 ややばらつきを感じる
 かなりばらつきを感じる
 どちらともいえない
 その他()

III. 鑑定を標準化するシステムについて

1. 37条鑑定を標準化する(高い鑑定水準を維持しつつ、ばらつきを少なくする)ために、指定通院医療機関からのフィードバックが必要と思われるですか？

- そう思う
 どちらかというと思う
 必ずしもそうは思わない
 どちらともいえない
 その他()

2. 指定通院医療機関から37条鑑定にフィードバックをかける機会として、精神保健判定医等養成研修は有効と思われるですか？

- そう思う
 どちらかというと思う
 必ずしもそうは思わない
 どちらともいえない
 その他()

3. 指定通院医療機関から37条鑑定にフィードバックをかける機会として、日本司法精神医学会などの学会活動は有効と思われるですか？

- そう思う
 どちらかというと思う
 必ずしもそうは思わない
 どちらともいえない
 その他()

4. 指定通院医療機関から 37 条鑑定にフィードバックをかける機会として、このような調査の定期的な施行は有効と思われますか？
- そう思う
 - どちらかというと思う
 - 必ずしもそうは思わない
 - どちらともいえない
 - その他()
5. 指定通院医療機関からのフィードバックを含め、37 条鑑定を標準化するためのアイデアがありましたら、お聞かせ下さい。

ご協力ありがとうございました！

資料 5c

入院処遇の判定に疑義のある症例に関する調査

(回答施設 _____ 回答日 20 ____ 年 ____ 月 ____ 日)

- 貴院の医療観察法専門病棟の稼働開始年月日をお聞かせ下さい。
20 ____ 年 ____ 月 ____ 日
- これまでに貴院に医療観察法入院となった延べ症例数をお聞かせ下さい。
_____ 例 ----- A
- Aのうち、入院処遇の判定に疑義のある延べ症例数をお聞かせ下さい。
_____ 例 ----- B (うち、貴院管理者から退院を申し立てた症例数 _____ 例)
- Bのうち、鑑定書に疑義のある延べ症例数をお聞かせ下さい。
_____ 例 ----- C
- Cの症例の鑑定書について、以下の表に疑義の内訳等を、可能な範囲でご記入願います。
各鑑定書について、鑑定医の判断に疑義のある項目に○を記入して下さい。

No.	診断	疾病性	治療 反応性	社会復帰 要因	医療観察法 適応	入院処遇 適応	鑑定入院 地区(注)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

注) 鑑定医が所属する地裁区域名(東京、大阪、横浜、神戸など)をご記入下さい。それが不明確の場合は、鑑定入院医療機関の所在する地裁区域名をご記入願います。

お手数ながら、該当症例が 20 例を超える場合は、この用紙をコピーして追加ご記入願います。